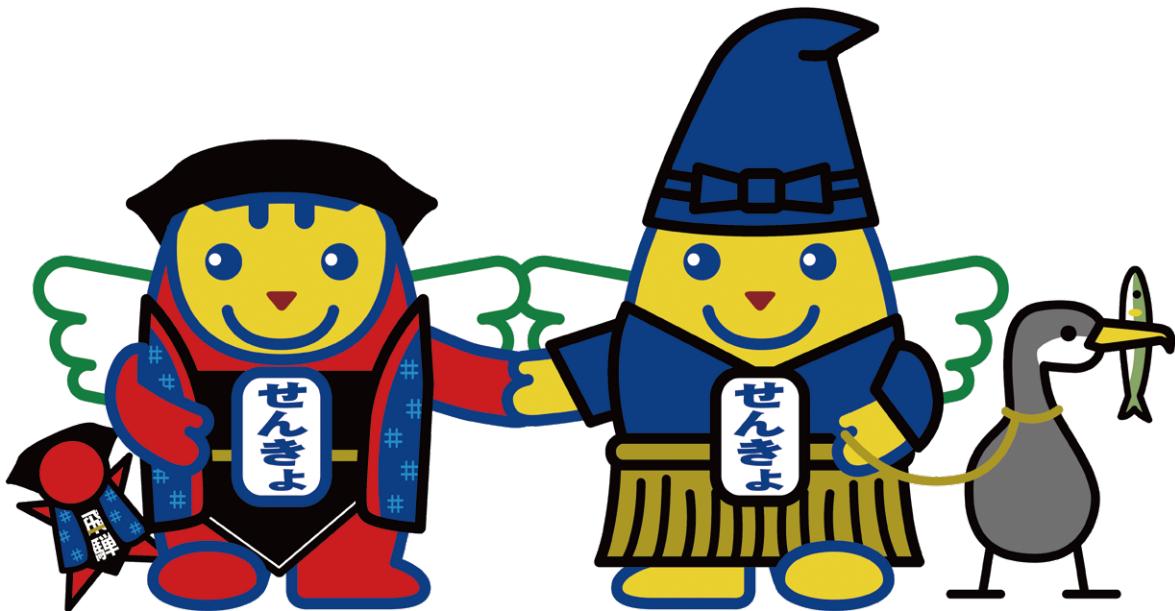




届けよう あなたの想いを 投票で



岐阜県の明るい選挙推進イメージキャラクター  
さるばばめいすいくん

岐阜県の明るい選挙推進イメージキャラクター  
鶴飼めいすいくん

岐阜県選挙管理委員会・明るい選挙岐阜県推進協議会  
(協力:岐阜県若者の選挙意識を高める会 ※岐阜大学教育学部生による若者啓発グループ)

あなたの未来にチャンネルを合わせよう!

あなたは、鵜飼中学校の生徒（3年生）です。

鵜飼中学校では、受験対策のため中学校3年生の生徒全員が、週3回放課後に残って勉強会を行うという慣例があります。しかし、私用を理由に勉強会に出席しない生徒がいることが問題となっています。この問題を解決するための取組みを、みんなが納得して行うために、取組みの中心となるリーダーをみんなで選ぶことになりました。



すいと  
水都さん

勉強会に参加しない人間がいるのは、クラス全体で勉強会を行うという雰囲気がないからだと思います。  
そこで、欠席者がいなかつたクラスを表彰することにします。そうすることで、みんなで呼びかけ合い、クラス全体で勉強会に出ようという雰囲気が生まれると思います。



のりくら  
乗鞍さん

勉強会に参加しない人間がいるのは、勉強会の慣例を軽視している人がいるからだと思います。  
そこで、勉強会に参加しなかつた場合、参加しなかつた勉強会で取り扱った科目の評価点を下げることで、勉強会の重要性を再認識してもらえるようにします。



とうと  
陶都さん

勉強会に参加しない人は、勉強に興味がない、もしくは意義を感じていない人だと思います。そのような人を参加させても勉強会の意味がないと思います。  
そこで、個人的に勉強したい人もいるだろうし、勉強会の慣例を廃止しようと思います。そうすることで、それぞれが時間を有意義に使うことができると思います。



あゆかわ  
鮎川さん

勉強会に参加しない人間がいるのは、頻度が高すぎるからだと思います。  
そこで、勉強会を週2回にして、さらに、開催時間を短くします。  
勉強会に参加しやすい環境を作り、まず参加してもらうことで勉強会の意義を感じてもらいます。

鵜飼中学校の生徒（3年生）で選挙をした結果、鮎川さんが当選しました。



あゆかわ  
鮎川さん

よりよい勉強会になるように頑張ります!



勉強会の雰囲気も  
よくなりそうだし  
楽しみだなあ。



勉強会のおかげで定期的な  
学習時間が確保できていたのに、  
頻度が減るのは困るなあ。

選挙から1か月後



あゆかわ  
鮎川さん

勉強会に参加しない人は相変わらずいるし、困ったなあ。  
みんなに協力してもらうのは難しいなあ。



鮎川さん大変そうだ。  
まあ、受験対策で忙しいし、  
自分には関係ないや。



私が何か手伝える  
ことはあるかなあ。

Q1 この4名からリーダーを選ぶなら、誰を選びますか。

[あなたが選ぶリーダー]

[あなたが選んだ理由]

Q2 当選した鮎川さんの取組がうまくいっていない場合、周りの人たちは  
どのような行動を起こせば、この状況を変えられると考えますか。

Q3 今回の選挙を通して、みんながより良い学校生活のために、考えたり、  
投票したりしたこととは、実際の選挙につながってきます。  
あなたは選挙について何が大切だと考えますか。

# 選挙権は選ぶ権利 被選挙権は選ばれる権利

民主主義の基本は選挙。  
選挙には4つの原則が確立されています。

## 普通選挙

全ての国民に、性別や納税の有無などにかかわらず、一定の年齢に達したときに、選挙権や被選挙権が認められます。

## 平等選挙

全ての選挙人は、性別や社会的身分などによって差別されることなく選挙権行使することができるよう、一人一票の平等主義がとられています。

## 直接選挙

選挙には代表者の選び方の違いから、直接選挙と間接選挙があります。日本では、選挙人が知事や市町村長、議員などの代表者を直接選出しています。

## 秘密選挙

全ての選挙人は、自分自身の判断で自由に投票ができます。これを保障するために、投票を無記名で行う方法がとられています。

選挙権を持つためには次の条件が必要です



1 日本国民であること

2 年齢が満18歳以上であること

3 都道府県、市町村の選挙については 1 と 2 に加えて、引き続き3ヶ月以上その区域に住んでいること

ただし、これらに当てはまる場合でも、一定の刑罰を科せられた人などは選挙権をもつことができません。

## 選挙人名簿に登録されていますか？

選挙権を持っていても、選挙人名簿に登録されていないと投票することはできません。

選挙人名簿は住民基本台帳の記録をもとに作られるので、引っ越しなどで他の市町村に転出した時に転出先の市役所や役場にきちんと届出をしないと、投票できない場合があります。



## 海外に住んでいても投票できる？

仕事や留学などで海外に住んでいる人でも、外国にいながら衆議院議員と参議院議員の選挙で投票できる制度があります。この制度を「在外選挙制度」といいます。

在外選挙制度を利用して投票するには、次の条件が必要です。

- ・日本国籍を持っている
- ・年齢が満18歳以上
- ・在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を持っている  
(登録には、市町村又は大使館・領事館の窓口で申請する必要があります。)

# 25歳の若い市町村長誕生も夢ではない

# 選挙権の歴史

選挙により議員や長になることができる資格、つまり立候補ができる資格のことを被選挙権といいます。被選挙権を持つためには次の条件があります。

## 1 日本国民であること

## 2 都道府県、市町村の議会議員については、その選挙権を持っていること

## 3 一定の年齢以上であること その年齢は公職の種類によって違います

衆議院議員	満25歳以上
参議院議員	満30歳以上
都道府県知事	満30歳以上
都道府県議会議員	満25歳以上
市町村長	満25歳以上
市町村議会議員	満25歳以上

※任期は 参議院議員 ..... 6年  
衆議院議員、都道府県知事、市町村長、  
都道府県・市町村議会議員 ..... 4年

## 他県の知事、市町村長選挙にも立候補できる

都道府県、市町村の議会議員に立候補するには、その区域に3ヶ月以上住んでいる必要がありますが、国会議員、都道府県知事、市町村長の場合は、その区域に住所がなくても立候補することができます。

今では満18歳以上であれば、だれにでも選挙権が与えられていますが、満20歳以上であれば、だれにでも選挙権が与えられるようになったのは、昭和20年12月17日(衆議院議員選挙法の改正)のこと。かつては、納税額によって選挙権が制限されたり、女性の参政権が認められなかったりした時代がありました。

第1回衆議院議員総選挙(明治23年)における有権者数は、全国で約45万人、総人口のわずか1.1%程度にすぎなかったのです。

今日に至るまでに、多くの人たちの努力があったことを思うと、一票を投げておろそかにできません。

## 衆議院議員の

## 選挙権の移り変わり -岐阜県-

### 法公布年・選挙人の資格

明治22年(1889年)  
年齢満25歳以上男子  
直接国税15円以上の納税者

第1回  
1890年  
明治23.7.1

0 500,000人 1,000,000人 1,500,000人

10,113人 (1.1%)

明治33年(1900年)  
年齢満25歳以上男子  
直接国税10円以上の納税者

第7回  
1902年  
明治35.8.10

20,818人 (2.2%)

大正8年(1919年)  
年齢満25歳以上男子  
直接国税3円以上の納税者

第14回  
1920年  
大正9.5.10

70,185人 (6.4%)

大正14年(1925年)  
年齢満25歳以上男子

第16回  
1928年  
昭和3.2.20

243,938人 (21.1%)

昭和20年(1945年)  
年齢満20歳以上男子、女子

第22回  
1946年  
昭和21.4.10

750,669人 (49.4%)

平成27年(2015年)  
年齢満18歳以上男子、女子

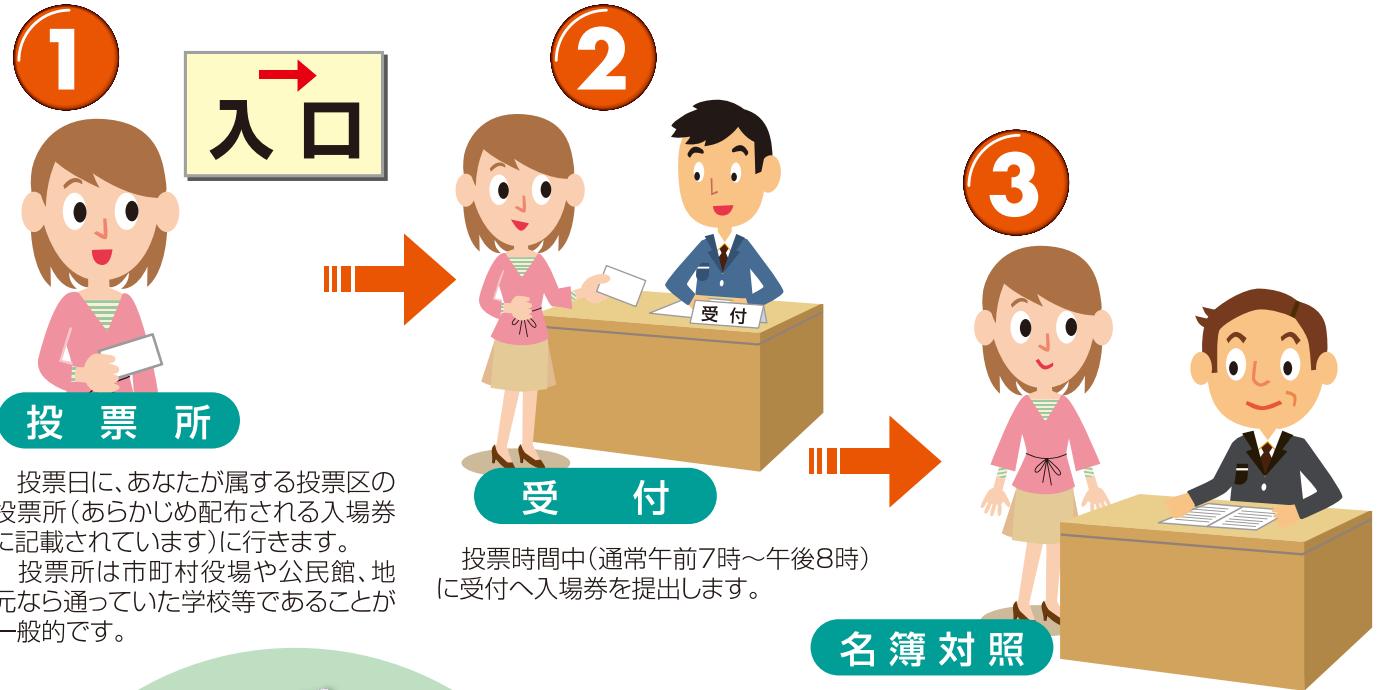
第48回  
2017年  
平成29.10.22

1,689,118人 (84.0%)

※( )内の数字は岐阜県の総人口に対する有権者の占める割合を示す。

# 投票はこうして行われます

投票にはむずかしい手続きはありません。



投票日に、あなたが属する投票区の投票所(あらかじめ配布される入場券に記載されています)に行きます。

投票所は市町村役場や公民館、地元なら通っていた学校等であることが一般的です。



▲投票所入場券

投票所入場券が届かなかったり、紛失したら?

入場券は、選挙人の確認の意味などで選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会が発行しています。

届かなかったり、紛失した場合でも、投票所で係員に申し出れば投票できます。

**投票について**

**投票日に用事等があるときは、投票日前でも投票できる期日前投票制度があります。たとえば、次のような人は期日前投票をすることができます。**

- レジャーなどの私用で投票日に投票区内にいない人
- 仕事のある人や冠婚葬祭などの予定がある人
- 病気、ケガ、妊娠などの理由で、投票日当日歩けない人

## 期日前投票のできる期間

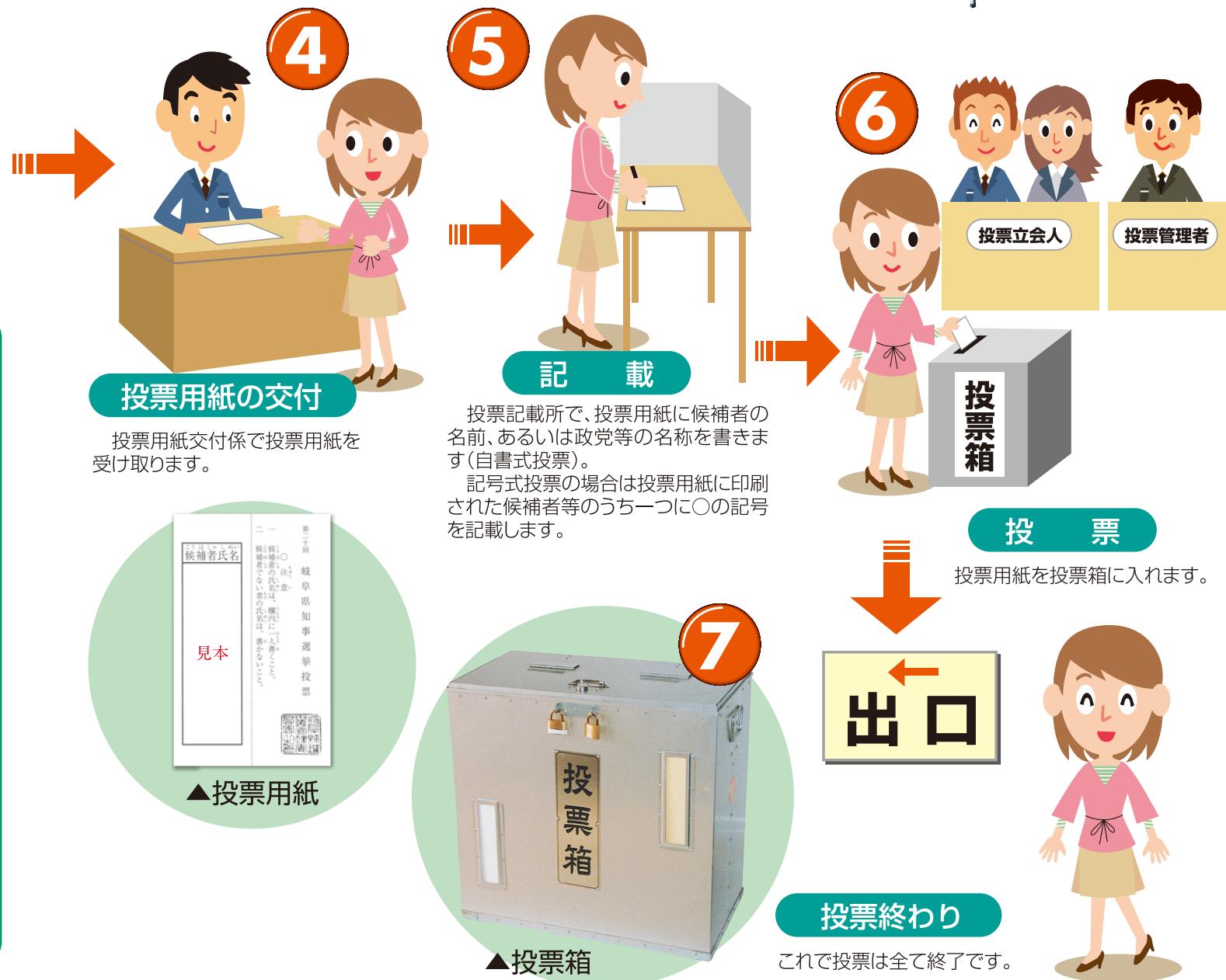
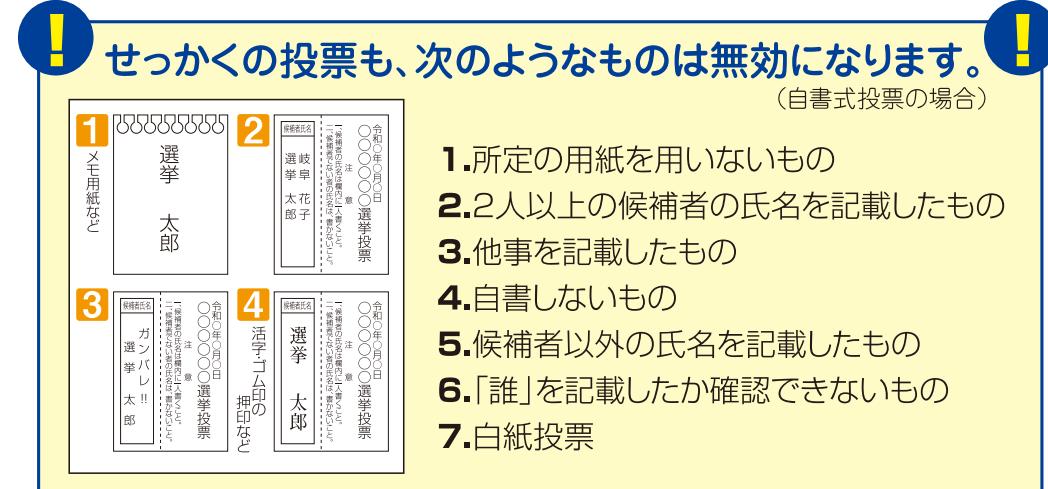
選挙期日の公示(告示)日(立候補の届出をする日)の翌日から投票日前日まで

## 期日前投票のできる時間

原則として午前8時30分から午後8時まで

## 期日前投票のできる場所

住所地の市役所・町村役場などの期日前投票所



**投票について**

# 当選人はこうして決まります

## 各選挙の選挙区と定数 —全国—

DATA 1

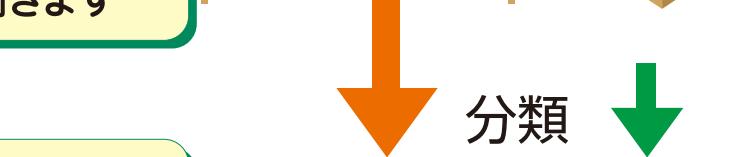
開票は、投票の有効・無効や、どの候補者の得票となるかを決める大事な手続きです。  
投票の秘密が侵されないよう、この手続きは厳しく法律で定められています。

### 開票

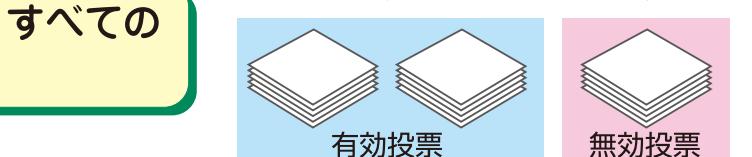
1 各投票所から投票箱を開票所に集めます



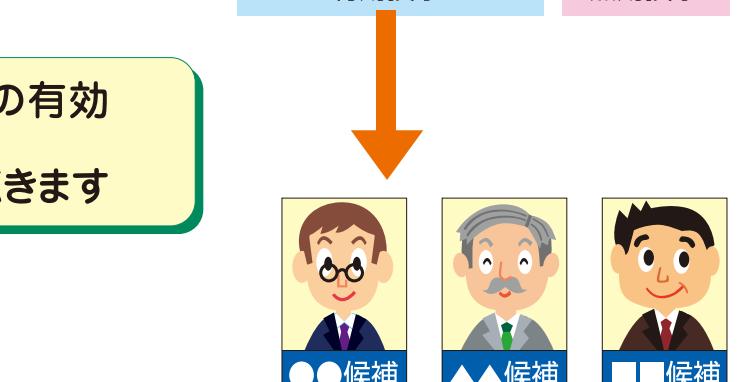
2 候補者の届け出た開票立会人の立会いのもとで、開票管理者は投票箱を開きます



3 すべての投票箱を開いて、すべての投票を混同します



4 開票管理者は投票を点検し、その有効無効を決定します  
このとき、開票立会人の意見も聴きます



### 当選人の決定

5 開票が終了し、候補者別の得票数が出たら、選挙会を開いて当選人を決めます

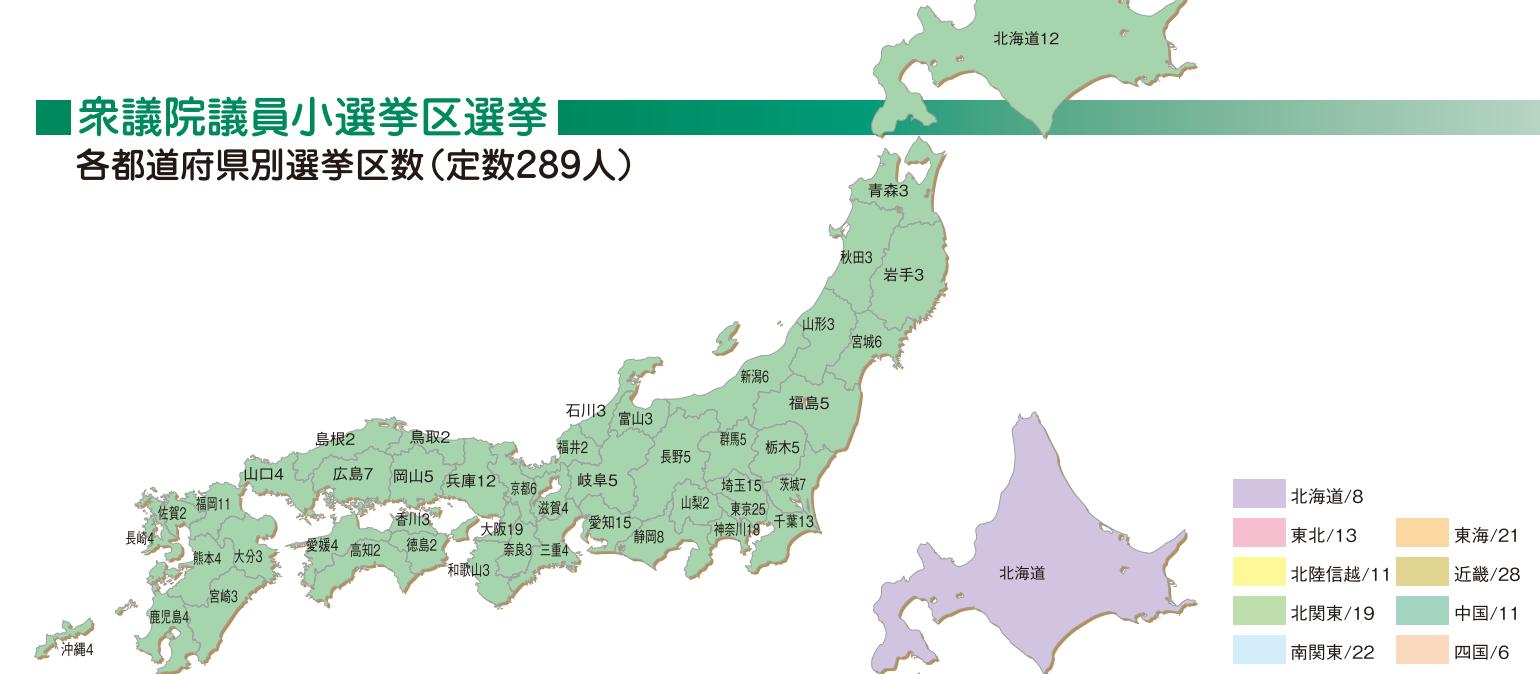
当選人は、得票数の多い順に決まりますが、一定の得票数に達しないと、当選人にはなれません。また、得票数が同じになってしまった場合は、選挙会において、選挙長がくじで当選人を決めます。

\*テレビの開票速報を見ていると、開票率が数パーセントの状況で当確(当選確定)が伝えられる場合がありますが、これは選挙管理委員会が発表しているものではなく、報道機関が独自に発表しているものです。

開票について

### 衆議院議員小選挙区選挙

各都道府県別選挙区数(定数289人)



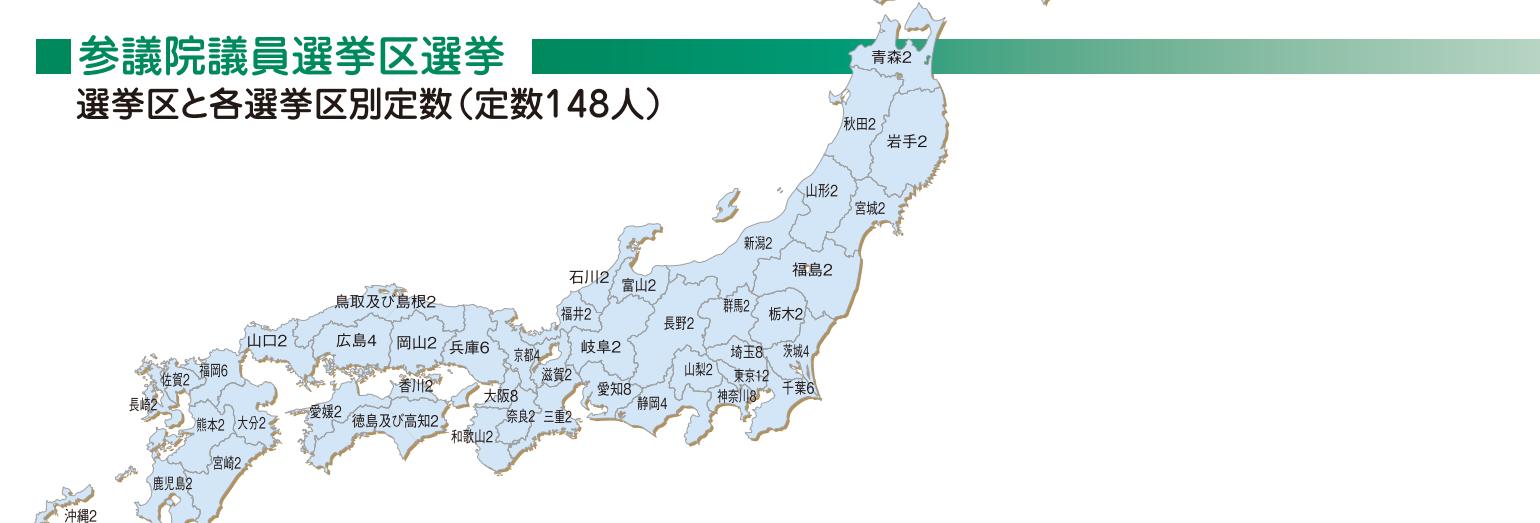
### 衆議院議員比例代表選挙

選挙区と各選挙区別定数(定数176人)



### 参議院議員選挙区選挙

選挙区と各選挙区別定数(定数148人)



※(注)参議院議員の比例代表選挙は全国の都道府県の区域を通じて行われます。(定数100人)

DATA 1

# 各選挙の選挙区と定数 -岐阜県-

\* 令和3年3月現在の状況です。今後、変更される可能性があります。

衆議院 小選挙区…岐阜県定数5(各小選挙区1)

第1区 岐阜市(旧柳津町を除く)

第2区 大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡

第3区 岐阜市(旧柳津町のみ)、関市、美濃市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡

第4区 高山市、美濃加茂市、可児市、飛騨市、郡上市、下呂市、加茂郡、可児郡、大野郡

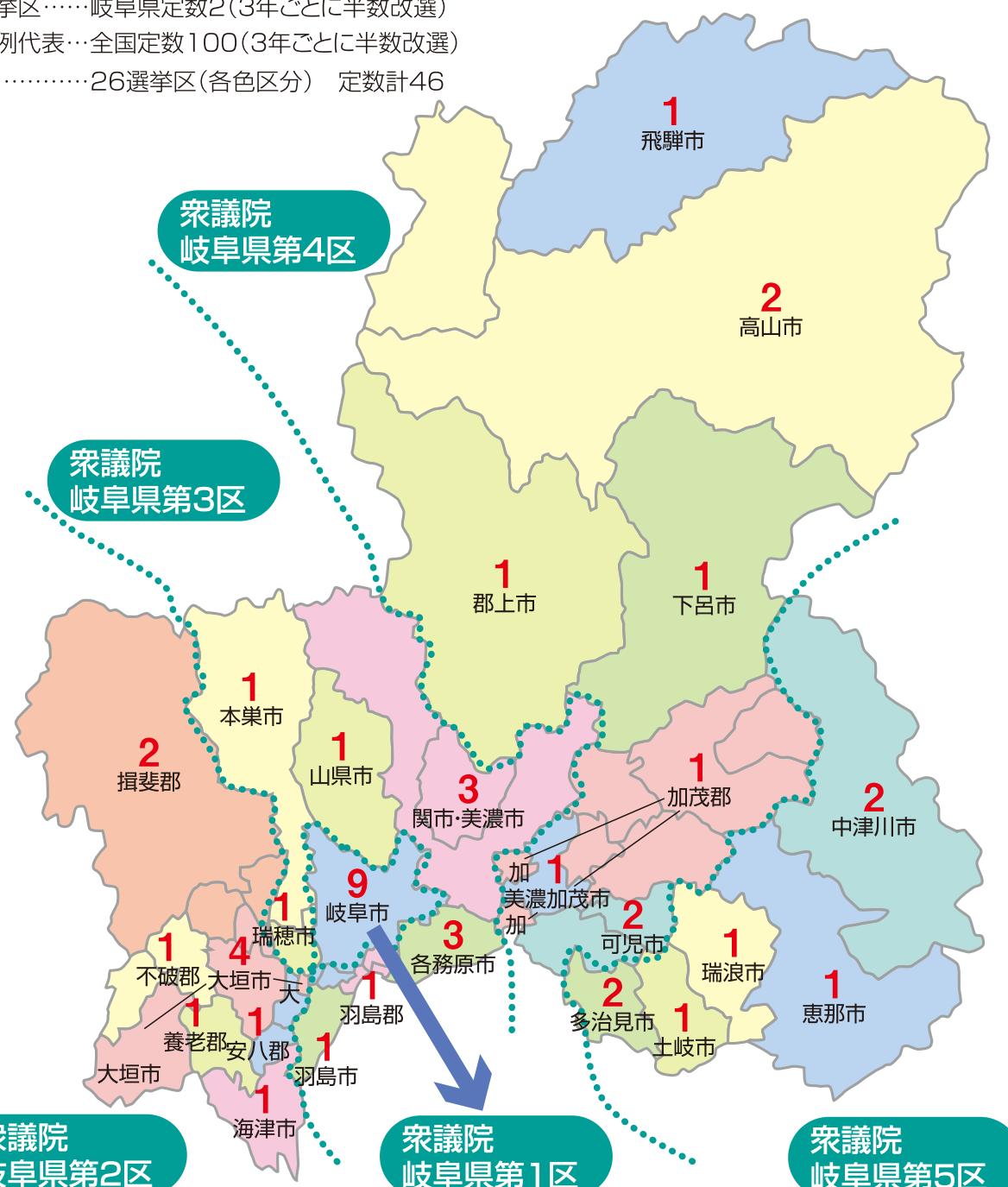
第5区 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市

比例代表…東海選挙区(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)定数21

参議院 選挙区…岐阜県定数2(3年ごとに半数改選)

比例代表…全国定数100(3年ごとに半数改選)

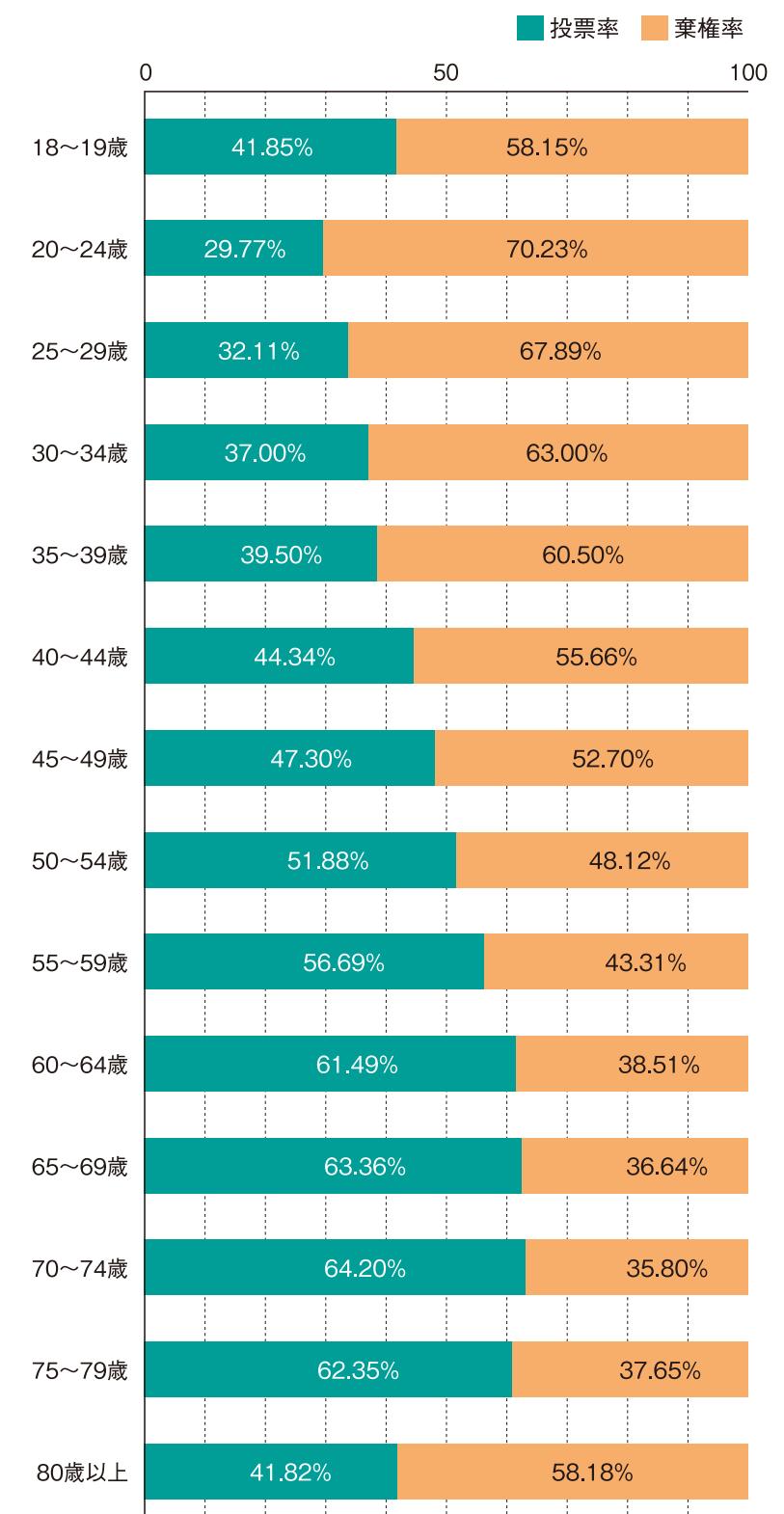
県議会 26選挙区(各色区分) 定数計46



# DATA 2

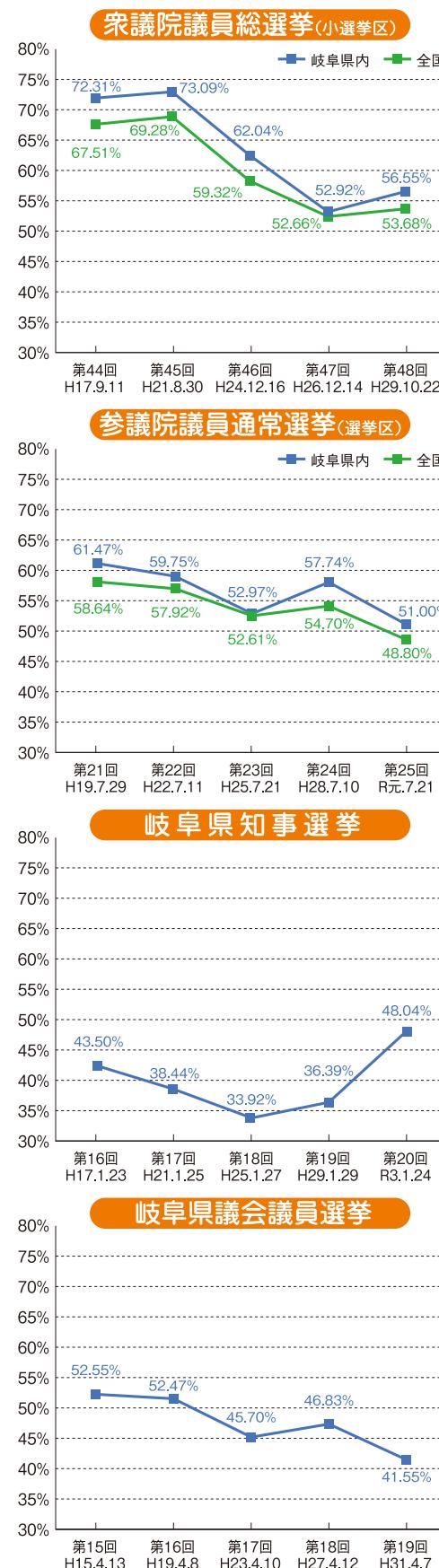
# 年齢別投票率と 最近の投票率の推移 -岐阜県-

## 令和3年1月24日執行 岐阜県知事選挙 年齢別投票状況



# DATA 3

## ■最近の投票率の推移



DATA 2

DATA 3

# 投票率カラーマップ -岐阜県-

**DATA 4**

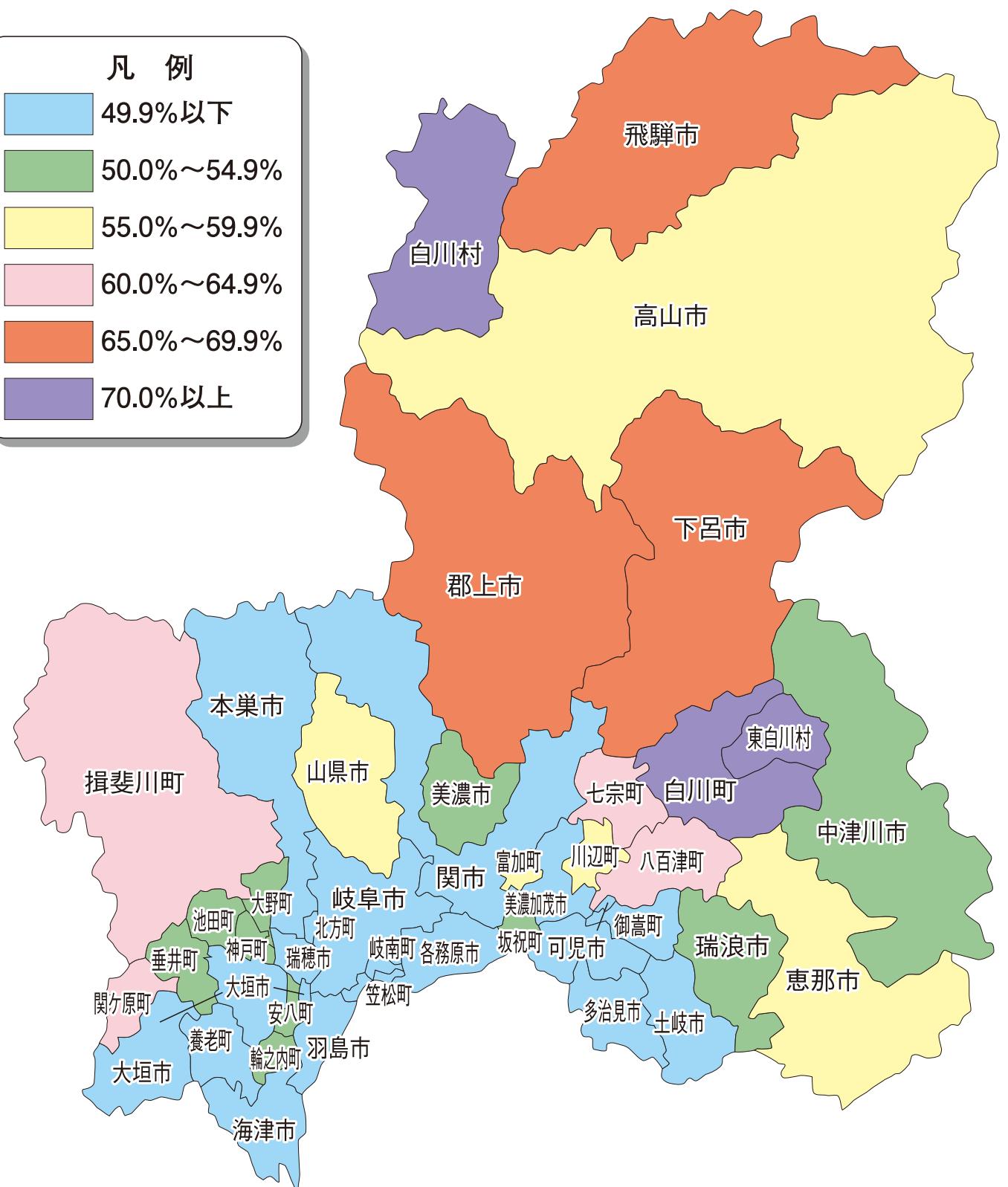
# 投票者数に占める 年齢別割合

**DATA 5**

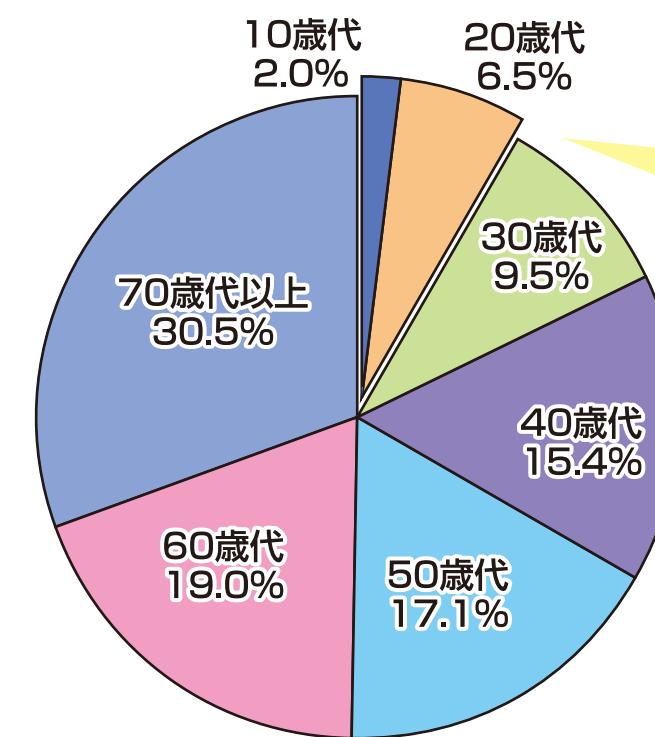
## ■岐阜県知事選挙 市町村別投票率

令和3年1月24日執行

凡 例
49.9%以下
50.0%~54.9%
55.0%~59.9%
60.0%~64.9%
65.0%~69.9%
70.0%以上



少子高齢化が進みもともと若い世代の人口が少ない状況です。  
10歳代・20歳代の投票率は、全体の投票率より低い状況が続いています。  
投票者全体を100人とすると、30歳代・40歳代が25人、50歳以上が66人であるのに対して、10歳代・20歳代はわずか9人しかいないという状況です。



投票者全体に占める  
10歳代・20歳代の  
投票者はわずか**8.5%**

令和3年1月24日執行  
第20回岐阜県知事選挙

あなたが18歳になつたら投票に行きますか？

あなたは、投票に  行く •  行かない

【理由】

**DATA 4**

**DATA 5**

令和2年度  
明るい選挙啓発ポスターコンクール 県特選作品



大垣市立南中学校 3年生(令和2年度当時)  
長谷川 由佳さんの作品



瑞浪市立瑞浪南中学校 3年生(令和2年度当時)  
伊藤 祥吾さんの作品



笠松町立笠松中学校 3年生(令和2年度当時)  
牧野 愛実さんの作品

選挙についてもっと詳しく知りたい人は、インターネットで調べてみましょう。

◆岐阜県選挙管理委員会◆

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/14301/>

◆総務省(選挙制度)◆

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/>

◆公益財団法人 明るい選挙推進協会◆

<http://www.akaruisenko.or.jp/>

中学校 3年

組

氏名

岐阜県選挙管理委員会・明るい選挙岐阜県推進協議会

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 ☎058-272-8106

令和3年3月発行